

平成 24 年 4 月 9 日

弊社発行にかかる普通社債の社債権者 各位

弊社発行にかかる普通社債の取得を検討されている方 各位

更 生 会 社 エルピーダメモリ株式会社
管 財 人 坂 本 幸 雄
管財人弁護士 小 林 信 明

普通社債の債権届出に関する証拠書類ご提出のお願い

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

弊社の会社更生手続により、関係者の皆様方に多大なご迷惑をお掛けしておりますことを、あらためてお詫び申し上げます。

さて、弊社発行に係る

- ① エルピーダメモリ株式会社 第 2 回無担保社債（社債間限定同順位特約付）
（発行年月日：平成 17 年 3 月 22 日、ISIN コード：JP316764B533）
- ② エルピーダメモリ株式会社 第 4 回無担保社債（社債間限定同順位特約付）
（発行年月日：平成 17 年 12 月 8 日、ISIN コード：JP316764B5C7）
- ③ エルピーダメモリ株式会社 第 6 回無担保社債（社債間限定同順位特約付）
（発行年月日：平成 19 年 11 月 29 日、ISIN コード：JP316764A7B6）

（以下、これらを併せて「本件社債」といいます。）につきましては、弊社ウェブサイト（平成 24 年 3 月 23 日付「普通社債の社債権者の皆様に対する情報提供のお願い」）により、社債権者の皆様への情報提供のお願いをさせていただいています。なお、本件社債につきましては、株式会社証券保管振替機構の一般債振替制度（以下「振替制度」といいます。）を利用しているため、同機構及び口座管理機関を通じて、社債権者の皆様に関する情報提供をお願いしております。

現在、弊社は本件社債の社債権者であるとのご連絡をいただいた皆様に対して、順次、弊社更生手続開始決定通知書、債権届出書書式等をお送りし、各社債権者の皆様から債権届出書の提出を受け付けておりますが、振替制度の性質上、債権届出をいただいた社債権者の皆様が記載どおりの本件社債を現に保有されているかどうか、本件社債の譲渡が行われた場合の取引内容がどのようなものか等の事実関係を、弊社として把握することができません。

そこで、弊社が債権届出につき認否（会社更生法 146 条 1 項）を行うため、本件社債につきましては、下記の要領に基づき証拠書類のご提出をお願い申し上げます（別紙 1 に具体例を記載しておりますので、併せてご覧ください。）。社債権者の皆様におかれましては、何卒ご理解のうえ、ご協力のほどをお願い申し上げます。

証拠書類をご提出いただけない社債権者の皆様の債権届出に対しては異議を述べざるを得ず、また弊社の会社更生手続上債権者として取り扱われずに弁済を受けられなくなる可能性もあります。

なお、本件社債を現に保有されている社債権者の皆様に限らず、本件社債の取得を検討されている方におかれましても、以上を十分ご留意くださいますようお願い申し上げます。

謹白

記

1 平成 24 年 2 月 27 日以前から本件社債を保有しておられた方による、本件社債の届出に関する証拠書類

以下アからウまでに従い、社債権者の皆様の本件社債の口座残高が記載された「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「振替法」といいます。）277 条の規定による証明書¹（以下「振替口座簿記載事項証明書」といいます。）を、**平成 24 年 5 月 21 日（必着）までに、債権届出書及び代表者資格証明書と併せて下記 3（1）の裁判所宛にご郵送ください。弊社は、ご郵送いただいた振替口座簿記載事項証明書に従って本件社債の届出に対する認否を行い、必要な振替口座簿記載事項証明書をご提出いただけない場合は債権の存在を認めることができませんので、ご注意ください。**

なお、平成 24 年 2 月 28 日以後に債権届出されていない本件社債を譲り受け、これから債権届出をしようと考えている方は、下記 2（2）をご覧ください。

ア 元本債権を届け出る場合

平成 24 年 4 月 27 日時点の口座残高が記載された振替口座簿記載事項証明書をご郵送ください。

イ 本件社債の利息が最後に支払われた利払期日の翌日から平成 24 年 2 月 27 日までの期間の利息債権を届け出る場合

平成 24 年 2 月 27 日時点で本件社債を保有していたことを確認するために、**平成 24 年 2 月 27 日時点の口座残高が記載された振替口座簿記載事項証明書**をご郵送ください。

ウ 平成 24 年 2 月 28 日以降の遅延損害金債権を届け出る場合

平成 24 年 2 月 28 日以降本件社債を保有していたことを確認するために、**平成 24 年 2 月 28 日から同年 3 月 22 日までの期間における口座残高が記載された振替口座簿記載事項証明書**をご郵送ください。

2 平成 24 年 2 月 28 日以降に本件社債を譲り受けた場合の証拠書類等

平成 24 年 2 月 28 日以降に本件社債を譲り受けた場合には、以下の証拠書類等をご郵送ください。

（1）既に債権届出がなされた本件社債を譲り受けた場合

① 届出名義変更届出書及びその証拠書類等の裁判所への郵送

債権届出がなされた本件社債を譲り受けた場合、譲渡人及び譲受人が共同して作成した連名の**届出名義変更届出書**（会社更生法 141 条、会社更生規則 40 条）及び**以下のア及びイの証拠書類等**を、**下記 3（1）の裁判所宛**にご郵送ください。届出名義変更届出書の様式については、本書面の別紙 2 として添付していますのでご確認ください。

¹ 振替口座簿記載事項証明書の取得方法につきましては、社債権者の皆様が口座を開設されている振替機関又は口座管理機関（証券会社等）にお問い合わせください。

ア 譲受人及び譲渡人それぞれの、譲渡日前日及び譲渡日の口座残高が記載された振替口座簿記載事項証明書

イ 譲受人の代表者の資格証明書（商業登記簿謄本等）

② 債権譲渡通知書の弊社への郵送

利息債権及び遅延損害金債権（元本債権の譲渡前に生じた部分に限ります。）の譲渡につきましては、民法上の指名債権譲渡の方法による権利移転となりますので、上記①の書類に加え、対抗要件として、**債権譲渡通知書**を**下記3（2）の弊社宛**にご郵送ください。

（2）債権届出がなされていない本件社債を譲り受けた場合

① 債権届出書及びその証拠書類等の裁判所への郵送

債権届出がなされていない本件社債を、平成24年2月28日以降に譲り受けられた方は、**平成24年5月21日（必着）までに、債権届出書及び代表者の資格証明書（商業登記簿謄本等）等並びに以下のアからウまでに記載の証拠書類を、下記3（1）の裁判所宛**にご郵送ください。

ア 元本債権を届け出る場合

＜平成24年4月26日以前に譲り受けた場合＞

平成24年4月27日時点における**譲受人**の口座残高が記載された振替口座簿記載事項証明書

＜平成24年4月27日以降に譲り受けた場合＞

平成24年4月27日時点における**譲渡人**の口座残高が記載された振替口座簿記載事項証明書、並びに**譲受人及び譲渡人それぞれの、譲渡日前日及び譲渡日の口座残高が記載された振替口座簿記載事項証明書**

イ 本件社債の利息が最後に支払われた利払期日の翌日から平成24年2月27日までの期間の利息債権を届け出る場合

平成24年2月27日時点における**本件社債の保有者**の口座残高が記載された振替口座簿記載事項証明書²

ウ 平成24年2月28日以降の遅延損害金債権を届け出る場合

平成24年2月28日から同年3月22日までの期間中に本件社債を保有していた者の、当該期間中の口座残高が記載された振替口座簿記載事項証明書³

② 債権譲渡通知書の弊社への郵送

² 利息債権の譲渡が繰り返され、譲受人が平成24年2月27日時点における本件社債の保有者から利息債権を直接譲り受けた場合でなくとも、平成24年2月27日時点における本件社債の保有者の口座残高を証明する振替口座簿記載事項証明書が必要になりますので、ご注意ください。

³ 遅延損害金債権の譲渡が繰り返され、譲受人が平成24年2月28日から同年3月22日までの期間における本件社債の保有者から遅延損害金債権を直接譲り受けた場合でなくとも、同期間における本件社債の保有者の口座残高を証明する振替口座簿記載事項証明書が必要になりますので、ご注意ください。

前述イの利息債権及び前述ウの遅延損害金債権（債権の譲渡前に生じた部分に限ります。）に係る譲渡につきましては、民法上の指名債権譲渡の方法による権利移転となりますので、上記①の書類に加え、対抗要件として、**債権譲渡通知書**を**下記3（2）の弊社宛**にご郵送ください。

平成24年2月28日以降に債権譲渡が繰り返された場合、各譲渡について民法上の対抗要件を具備していただくことが必要ですので、ご注意ください。

3 書類送付先

（1）債権届出書、届出名義変更届出書及び証拠書類等の送付先

〒100-8920
東京都千代田区霞が関一丁目1番2号
東京地方裁判所民事第8部
更生会社エルピーダメモリ株式会社 係

（2）対抗要件としての債権譲渡通知書の送付先

〒104-0028
東京都中央区八重洲二丁目2番1号
更生会社エルピーダメモリ株式会社 更生管財人室

＊ 上記（1）、（2）宛に書類を郵送する際、ご自身で必ずコピーを取って保管してください。

（お問い合わせ先）
更生会社 エルピーダメモリ株式会社 更生管財人室
電話 03-3281-1877（土日祝日を除く受付時間午前9時から17時30分まで）
ファックス 03-3281-1726

以上

別 紙 1

1 平成 24 年 2 月 27 日以前から保有する本件社債の元本債権及び利息債権・遅延損害金債権の届出をする場合

→平成 24 年 5 月 21 日(同日必着)までに、債権届出書、代表者資格証明書(商業登記簿謄本等)及び振替口座簿記載事項証明書を、下記3(1)の裁判所宛にご郵送ください(代理人にて届け出る場合には委任状も必要です。以下同じ。))。

(例) A が平成 24 年 2 月 27 日以前から保有する本件社債の元本債権及び利息・遅延損害金債権について、債権届出を行う場合。

Aは、平成 24 年 5 月 21 日(同日必着)までに、債権届出書、Aの代表者資格証明書(Aの商業登記簿謄本等)及び以下の表の振替口座簿記載事項証明書を、下記3(1)の裁判所宛に郵送する必要があります。

債権の種類	必要書類	郵送先
元本債権	平成 24 年 4 月 27 日時点の A の振替口座簿記載事項証明書	裁判所
平成 24 年 2 月 27 日までの利息債権	平成 24 年 2 月 27 日時点の A の振替口座簿記載事項証明書	裁判所
平成 24 年 2 月 28 日～同年 3 月 22 日の遅延損害金債権	平成 24 年 2 月 28 日から同年 3 月 22 日までの A の振替口座簿記載事項証明書	裁判所

※1通の振替口座簿記載事項証明書に全てが記載されている場合には当該 1 通で足りる。

2 平成 24 年 2 月 28 日以降に本件社債を譲り受けた場合

(1) 既に債権届出がなされた本件社債を譲り受けた場合

→譲渡人と譲受人が共同作成した連名の届出名義変更届出書、代表者資格証明書(商業登記簿謄本等)、並びに譲受人及び譲渡人それぞれの、譲渡日前日及び譲渡日の口座残高が記載された振替口座簿記載事項証明を、下記3(1)の裁判所宛にご郵送ください。

利息債権及び遅延損害金債権の譲渡については、民法上の対抗要件として、債権譲渡通知書を、下記3(2)の弊社宛にご郵送ください。

(例) 上記 1 の例で、A が債権届出を行い必要な振替口座簿記載事項証明書等を郵送した後、B が A から本件社債を譲り受け、届出名義の変更を行う場合

平成 24 年 2 月 27 日 A 保有

平成 24 年 5 月 20 日 Aが債権届出(元本債権及び利息・遅延損害金債権)及び振替口座簿記載事項証明書を裁判所に提出

平成 24 年 6 月 10 日 A→B、元本債権及び利息・遅延損害金債権譲渡

Bは、元本債権及び利息・遅延損害金債権の届出名義変更届出書に、Bの代表者資格証明書(商業登記簿謄本等)及び以下の表の振替口座簿記載事項証明書を添付して、下記3(1)の裁判所宛に郵送する必要があります。

利息債権及び遅延損害金債権の譲渡については、以下の表のとおり、民法上の対抗要件として、債権譲渡通知書を、下記3(2)の弊社宛に郵送する必要があります。

債権の種類	必要書類	郵送先
元本債権	A、Bそれぞれの、平成24年6月9日及び10日の振替口座簿記載事項証明書	裁判所
平成24年2月27日までの利息債権	A→Bの譲渡の対抗要件としての債権譲渡通知書	弊社
平成24年2月28日～同年3月22日の遅延損害金債権	A→Bの譲渡の対抗要件としての債権譲渡通知書	弊社

(2) 債権届出がなされていない本件社債を譲り受けた場合

→平成24年5月21日(同日必着)までに、債権届出書、代表者資格証明書(商業登記簿謄本等)及び以下の証拠書類を、下記3(1)の裁判所宛にご郵送ください。

＜平成24年4月26日以前に譲り受けた場合＞

平成24年4月27日時点における譲受人の口座残高が記載された振替口座簿記載事項証明書

＜平成24年4月27日以降に譲り受けた場合＞

平成24年4月27日時点における譲渡人の口座残高が記載された振替口座簿記載事項証明書、並びに譲受人及び譲渡人それぞれの、譲渡日前日及び譲渡日の口座残高が記載された振替口座簿記載事項証明書

利息債権及び遅延損害金債権の譲渡については、民法上の対抗要件として、債権譲渡通知書を、下記3(2)の弊社宛にご郵送ください。

(例) 債権届出がなされていない本件社債について、A→B→C→Dと譲渡がなされ、Dが債権届出を行う場合

平成24年2月27日 A 保有

平成24年3月10日 A→B 譲渡(元本債権及び利息・遅延損害金債権)

平成24年4月10日 B→C 譲渡(元本債権及び利息・遅延損害金債権)

平成24年5月10日 C→D 譲渡(元本債権及び利息・遅延損害金債権)

Dは、平成24年5月21日(同日必着)までに、元本債権及び利息・遅延損害金債権についての債権届出書、Dの代表者資格証明書、並びに以下の表の振替口座簿記載事項証明書を、下記3(1)の裁判所宛に郵送する必要があります。

利息債権及び遅延損害金債権の譲渡については、以下の表のとおり、民法上の対抗要件として、債権譲渡通知書を、下記3(2)の弊社宛に郵送する必要があります。

対抗要件の具備は、A→B、B→C、C→D それぞれの譲渡について必要ですので、ご注意ください。

債権の種類	必要書類	郵送先
元本債権	平成 24 年 4 月 27 日時点の C の振替口座簿記載事項証明書 C、D それぞれの、平成 24 年 5 月 9 日及び 10 日の振替口座簿記載事項証明書	裁判所
平成 24 年 2 月 27 日までの利息債権	平成 24 年 2 月 27 日時点の A の振替口座簿記載事項証明書	裁判所
	A→B、B→C、C→D の各譲渡の対抗要件としての債権譲渡通知書	弊社
平成 24 年 2 月 28 日～同年 3 月 22 日の遅延損害金債権	平成 24 年 2 月 28 日～同年 3 月 10 日のAの振替口座簿記載事項証明書 平成 24 年 3 月 11 日～同年 3 月 22 日のBの振替口座簿記載事項証明書	裁判所
	A→B、B→C、C→D の各譲渡の対抗要件としての債権譲渡通知書	弊社

3 書類送付先

(1) 債権届出書、届出名義変更届出書及び証拠書類等の送付先

〒100-8920
東京都千代田区霞が関一丁目 1 番 2 号
東京地方裁判所民事第 8 部
更生会社エルピーダメモリ株式会社 係

(2) 対抗要件としての債権譲渡通知書の送付先

〒104-0028
東京都中央区八重洲二丁目 2 番 1 号
更生会社エルピーダメモリ株式会社 更生管財人室

＊ 上記 (1)、(2) 宛に書類を郵送する際、ご自身で必ずコピーを取って保管してください。

以上

届出番号	
------	--

届出名義変更届出書

届出年月日 平成 年 月 日
事 件 番 号 平成 2 4 年(ミ)第 1 号
更 生 会 社 エルピーダメモリ株式会社

上記会社の更生手続開始申立事件について、平成 年 月 日下記更生債権を譲り受けましたから、更生債権等届出名義を変更されたく届け出ます。

- 更生債権者
住 所
氏名（商号）
（代 表 者 名）
- 債権の内容及び原因
合 計 金 円

- 添付書類
- 1．譲渡人及び譲受人のそれぞれの、譲渡日前日及び譲渡日の口座残高が記載された「社債、株式等の振替に関する法律」第 2 7 7 条の振替口座簿記載事項証明書： 各 1 通
- 2．譲受人の代表者資格証明書（又は商業登記事項証明書）： 1 通

平成 年 月 日

譲渡人 住 所
氏名（商号）
（代表者名） 印

譲受人 住 所
氏名（商号）
（代表者名） 印

郵便物等受取場所

東京地方裁判所民事第 8 部 御中

※注 届出書の写し及び証拠書類の写しを 1 部添付する（規則 4 0 条）。
更生計画認可後は、裁判所に対する届出は必要ありません。